



目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更 (3件) (")	1
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (")	2
◎公共海岸の指定 (海岸課)	2
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 (")	2
◎一般公共海岸水域の指定 (")	3
◎高知県海岸管理条例による放置等を禁止する区域及び物件の指定並びに告示の廃止 (")	3
公告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4

告 示

高知県告示第29号
漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成21年1月19日 (揭示済)
高知県知事 尾崎 正直

大方町加入区
高知県告示第30号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成17年1月高知県告示第23号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年1月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
平成21年1月19日 (揭示済)
高知県知事 尾崎 正直

大方町加入区
高知県告示第31号
障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
平成21年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名 (担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
西田順天堂薬局中町店	南国市駅前町三丁目1-39	/	/	平成21年1月1日
しまんと薬局	四万十市中村大橋通六丁目3-7	/	/	〃
きしもと薬局	香南市香我美町岸本804-2	/	/	〃

高知県告示第32号
森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定により嶺北仁淀地域森林計画を平成20年12月26日に定めたので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成21年1月20日
高知県知事 尾崎 正直
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第33号
森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第4項の規定により平成20年1月高知県告示第22号で告示した安芸地域森林計画を平成20年12月26日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成21年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第34号
森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第4項の規定により平成20年1月高知県告示第23号で告示した四万十川地域森林計画を平成20年12月26日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成21年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第35号
森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第4項の規定により平成20年1月高知県告示第24号で告示した高知地域森林計画を平成20年12月26日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成21年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第36号
土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。
平成21年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道55号改築工事 (高知南国道路・高知市五台山宇一祐表汐田地内から南国市伊達野字馬瀬地内まで) 及びこれに伴う市道付替工事
- 手続が開始される土地
 (1) 収用の手続が開始される土地
 南国市稲生字家石西、字笠松、字家石、字下ヒラソ、字上ヒラソ、字大代寺、字三ツヶ森、字衣笠宮ノ前、字シダウラ、字カロフト、字一ノ坪、字雨ヶ足、字蟹山田、字五郎山田、字立石、字ヒラソ、字コヤマ、字崩レ、字桜田、字崩山、字坂ノ松山及び字馬ノ背並びに伊達野字坂松、字小路

口、字野添、字中溝、字池田及び字馬瀬地内
 (2) 使用の手続が開始される土地
 南国市稲生字家石西、字笠松、字家石、字下ヒラソ、字上ヒラソ、字大代寺、字衣笠宮ノ前、字カロロト、字一ノ坪、字雨ヶ足、字蟹山田、字五郎山田、字立石、字ヒラソ、字コフサ、字崩レ、字桜田及び字崩山並びに伊達野字小路口、字野添、字中溝、字池田及び字馬瀬地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
 南国市役所

高知県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年1月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字器柿乙3321番1から 高岡郡津野町芳生野字ヒタリジコ乙3294番1まで	A	5.6	137
		15.0	
高岡郡津野町芳生野字器柿乙3321番1から 高岡郡津野町芳生野字ヒタリジコ乙3276番1まで	B	10.8	148
		17.2	
高岡郡津野町芳生野字器柿乙3321番1から 高岡郡津野町芳生野字ヒタリジコ乙3276番1まで	後	10.8	148
		17.2	

高知県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年1月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字桂川乙2845番3から 高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2777番3まで	前	3.6	73
		11.3	
高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2777番3まで	後	4.6	73
		42.0	

高知県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年1月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字桂川乙2845番3から 高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2777番3まで	73	平成21年1月20日

高知県告示第40号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の規定により、次に掲げる水面を公共海岸として指定する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

浦ノ内湾（土佐市宇佐町宇佐字鳥ヶ巢から同市宇佐町宇佐井尻に至る宇佐大橋及び陸岸により囲まれた海面をいう。）の沿岸のうち、平成21年の春分の日における満潮時の水際線から同日における干潮時の水際線までの水面

高知県告示第41号

昭和33年5月高知県告示第370号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

別表中

鳴無二	〃	〃	〃 〃 トビガス山3428の3から 〃 〃 シライシ3442ノ1まで	〃
鳴無三	〃	〃	〃 〃 東分トビガス3419から 〃 〃 〃 トビガスヤマ3428ノ3まで	陸地は、堤防裏法尻から1メートル以内の土地 堤防のない部分は、満潮線から50メートルの土地 水面は、干潮線から10メートル以内の水面
今川内二	〃	〃	〃 〃 今川内大鹿268から 〃 〃 〃 〃 399ノ1のコンクリート杭の点まで	〃
今川内三	〃	〃	〃 〃 〃 西ガエゴ1から 〃 〃 〃	〃

			” 2ノイ まで	
鳴無二	”	”	” ” 東分 字トビガス山3428 ノ3から ” ” ” 字シライシ3442ノ 1まで	”
鳴無三	”	”	” ” ” 字トビガス3419か ら ” ” ” 字トビガス山3428 ノ3まで	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 堤防のな い部分 は、満潮 線から50 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら10メー トル以内 の水面
今川内 二	”	”	” ” 今川 内字大鹿268から ” ” ” ” 399ノ1 のコンクリート杭 の点まで	”
今川内 三	”	”	” ” ” 字西ガエゴ1か ら ” ” ” ” 2ノ イまで	”

に改める。

高知県告示第42号

高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる区域を一般公共海岸水域として指定する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

平成21年1月高知県告示第40号（公共海岸の指定）で指定した公共海岸の区域のうち海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域以外の区域の前面の水域のうち、平成21年の春分の日における満潮時の水際線から50メートルまでの区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- 1 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

高知県告示第43号

高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）第5条の2第2項の規定により、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成21年4月1日から施行し、平成19年4月高知県告示第256号（高知県海岸管理条例による放置等を禁止する区域及び物件の指定）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 海岸保全区域

指定に係る告示番号	海岸名	所在地	放置等禁止区域	放置等禁止物件
昭和55年4月高知県告示第222号	田条海岸	須崎市浦ノ内灰方地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和42年12月高知県告示第557号	灰方海岸	須崎市浦ノ内灰方地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	塩間海岸	須崎市浦ノ内塩間地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和44年3月高知県告示第112号				

昭和33年5月高知県告示第370号	出見海岸	須崎市浦ノ内出見地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和50年2月高知県告示第80号				
平成18年8月高知県告示第588号				
昭和33年5月高知県告示第370号	立目海岸	須崎市浦ノ内立目地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和60年6月高知県告示第442号				
昭和33年5月高知県告示第370号	摺木海岸	須崎市浦ノ内立目摺木地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	東横浪海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和44年3月高知県告示第112号	横浪東海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	横浪海岸	須崎市浦ノ内横浪地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和55年4月高知県告示第222号	大嶋海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域（水域に限る。）	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	中ノ浦海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域（水域に限る。）	船舶

昭和33年5月高知県告示第370号	坂内海岸	須崎市浦ノ内坂内地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	鳴無一海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	鳴無二海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	鳴無三海岸	須崎市浦ノ内東分地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	須之浦一海岸	須崎市浦ノ内須之浦地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	須之浦二海岸	須崎市浦ノ内大和田地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和55年10月高知県告示第688号	須ノ浦シノベ海岸	須崎市浦ノ内須之浦地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	福良一海岸	須崎市浦ノ内福良地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	福良二海岸	須崎市浦ノ内福良地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	福良三海岸	須崎市浦ノ内福良地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	福良四海岸	須崎市浦ノ内福良地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和55年10月高知県告示第688号	福良五海岸	須崎市浦ノ内福良地先	全域(水域に限る。)	船舶

月高知県告示第688号	岸	内大入地先	に限る。)	
平成20年7月高知県告示第480号	今川内海岸	須崎市浦ノ内今川内地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	今川内二海岸	須崎市浦ノ内今川内地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和33年5月高知県告示第370号	今川内三海岸	須崎市浦ノ内今川内地先	全域(水域に限る。)	船舶
昭和50年2月高知県告示第100号	浦場海岸	須崎市浦ノ内今川内地先	全域(水域に限る。)	船舶

2 一般公共海岸水域

指定に係る告示番号	海岸名	所在地	放置等禁止区域	放置等禁止物件
平成21年1月高知県告示第42号	浦ノ内湾	土佐市及び須崎市の浦ノ内湾内	全域	船舶

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年12月18日 20高都計第502号	南国市岡豊町中島字片淵1551番1の一部	南国市岡豊町中島1329番地 中島山島区長 田中 實男